

認定番号※ 学校担当者記入	—
就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金	

※本庁記入欄
<input type="checkbox"/> 生活保護
<input type="checkbox"/> 第1子
<input type="checkbox"/> 第2子以降

様式1-7

年 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書（専攻科用）

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

①	<input type="checkbox"/>	課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出します。
②	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの写し等を提出します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒氏名						
生徒住所	(電話番号) — —					
在学する学校	名称	立 学校 専攻科				
	所在地					
	在学期間	(専攻科に在籍する期間を記入)		学年	年	在学中に給付金を受給した回数 回
		年	月	日	～	在学中

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立 高等学校 専攻科	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	(専攻科に在籍する期間を記入)	回
	年 月 日 ～ 年 月 日	
学校名	立 高等学校 専攻科	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	(専攻科に在籍する期間を記入)	回
	年 月 日 ～ 年 月 日	

(1) 【生計維持者の収入の状況について】 次の者の課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出します。
 (該当する□にレ点を **1つだけ** 付けてください。)

父母2名分	
①	<input type="checkbox"/> 父母が2人存在する場合
父母1名分	
②	<input type="checkbox"/> 父母の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※父母が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。
	<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により父母が1名の場合 父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合
生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分	
⑤	生徒の保険証の写しを添付して下さい。 <input type="checkbox"/> 父母に代わる生計維持者 等
生徒本人	
⑥	<input type="checkbox"/> 父母又は父母に代わる生計維持者のいずれも存在しない 等

(2) 【生計維持者の氏名及び生徒との続柄について】
 課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出する生計維持者の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな		生徒との続柄		ふりがな		生徒との続柄	
氏名				氏名			

記入上の注意

※該当する□にレ点をつけてください。

【対象となる生徒について】の欄は、次によって記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等（専攻科）に在学したことがある場合には、過去の高等学校等（専攻科）における学校の在学期間についても記入してください。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 父母が生徒の生計を維持している場合は、父母2名分の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付して下さい。（①に該当）

ロ 父母の離婚、死別等により、父母1名が生徒の生計を維持している場合は、父母1名分の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付して下さい。（②に該当）

ハ 父母がおらず、父母に代わる者が生徒の生計を維持している場合は、父母に代わる生計維持者の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書）、生徒の健康保険証の写しを添付してください。（③に該当）

ニ 父母又は、父母に代わる生計維持者のいずれも存在しない場合は、生徒の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書）、生徒の健康保険証の写しを添付して下さい。（④に該当）

留意事項

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ロ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。